

令和2年11月18日

北海道大学新型コロナウイルス感染症対策本部

北海道大学の行動指針レベル2における基本的行動及び各行動の運用・詳細

令和2年11月18日から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針（以下「行動指針）」をレベル1からレベル2へ引き上げます。

これに伴い、本学構成員が感染予防および感染拡大防止の観点から行う基本的行動と「行動指針」に定める各行動の運用や詳細を示します。

なお、政府や北海道からの要請、今後の感染状況等を踏まえ、各行動の運用・詳細は適宜見直すこととします。

1. 基本的行動

- 基本的な感染拡大防止対策として、「人と人の距離の確保」「マスクの着用、咳エチケット」「手洗いなどの手指衛生」を徹底する。
- 感染拡大のリスクがある「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」の環境を避けるとともに、屋内ではたとえ気温が低い場合であっても、十分な換気を行う。
- 家族以外の多人数での会食を避ける。
- 自身の体調を管理し、発熱等の風邪の症状がある場合は、登校・出勤を行わない。
- 国内の移動を行う場合は、移動先の感染状況を十分に確認するとともに、公共交通機関を利用する際は、乗車中の会話は控え、可能な限り混雑する時間帯を避ける等、感染防止対策を徹底する。
- 海外渡航については、外務省の感染危険情報のレベル3は渡航不可、レベル2についても原則渡航不可とする。
- 国や北海道等から移動・行動等に関する要請があった場合は、要請に準じた行動を行う。
- 利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待される「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を適宜活用する。
- その他の感染拡大防止対策の詳細については、「新型コロナウイルス感染予防について」（新型コロナウイルス感染症教職員向けページ：<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/staff.html>）を参照。

2. 「行動指針」に定める各行動の運用・詳細

(1) 研究活動

- 現在進行中の実験・研究を継続あるいは中断している研究を再開するために、必要最小限度の研究室関係者（学生・大学院生・研究員・研究スタッフ）については、短時間で立ち入ることを許可する。ただし、研究活動を行う場合は、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に基づき、「研究活動における感染防止のための確認事項」（本学ホームページ URL：<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/researchers.html>）に留意すること。なお、上記以外の者は、自宅で研究活動を行うこと。

(2) 授業（講義・演習・実習）

- オンライン授業を中心に実施する。ただし、教室等において、「三密」を回避し感染予防対策を十分講じることができると判断した科目については対面授業での実施を可能とする。
なお、やむを得ない事情により受講が困難な学生に対しては代替措置も講じるものとする。
- ※ 学部・学院等によっては、それぞれの教育の特性等により、上記取扱いとは異なる場合がある。
- 各種の入学選抜については、感染症拡大防止措置を講じた上で、原則として募集要項に記載のとおり実施する。なお、変更があった際には速やかに学内外に公表する。

(3) 学生の課外活動

- 学生の課外活動（Web を利用した活動を除く）を全面禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖する。

(4) 勤務体制

- 教員については、各部局等の実情を踏まえて、レベル2に伴う教育研究活動の維持に支障のない範囲で在宅勤務を実施する。その他の職員については、人との接触を低減するため、在宅勤務者の割合を3分の1程度とする。（「新型コロナウイルス感染症の感染防止及び事業継続のための教職員の在宅勤務の実施について（令和2年4月17日海第秘第222号）」参照。）
- 公共交通機関を利用して通勤する者の感染リスクを低減するため、引き

続き、時差出勤を活用する。

- 教職員の多数感染時に備え、業務の洗い出しによる優先順位の高い業務の選定、教職員が出勤できない場合の業務継続、やむを得ず業務を休止せざるを得ない場合に対外的影響を最小限にする方策について検討する。

(5) 会議等（研修、説明会を含む）

- 原則、オンライン会議やメール等による書面審議とする。
- やむを得ず対面により行う場合は、「出席者は最小限」「オンラインを併用」「広い部屋で出席者の距離を十分確保」「小まめな換気」「アルコール消毒液の設置」等の感染拡大防止対策を徹底する。

(6) その他

- 附属図書館は、引き続き感染予防対策を講じた上で開館する。
- イベント等の開催
 - ① イベント等は、原則、Web 会議ツール等を活用したオンライン開催とする。
 - ② やむを得ず対面により開催する場合は、「三つの密が発生しない座席配置」「人と人との距離の確保」「室内の換気」「手指の消毒、マスク着用」「参加者名簿の作成」等の感染対策を講じたうえで、部屋の収容人数の 50%以内とすること。（北海道の定める上限人数内とすること）
 - ※ 学外者が本学施設を使用する場合においても、同様の対応を要請すること。
 - ③ 全国的かつ大規模なイベント等は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。
 - ④ 不特定多数の者が利用する施設やイベント等は、北海道が推奨する「北海道コロナ通知システム」を適宜活用する。
- 保健センターを会場とする健康診断、健康診断追加項目、再検査は実施しない（レベル1以下の段階で実施予定）。